

大網白里市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

令和6年8月22日

大網白里市監査委員 古川 光夫

大網白里市監査委員 田辺 正弘

総 第 1 2 5 2 号
令和 6 年 8 月 8 日

大網白里市監査委員 古 川 光 夫 様
同 田 辺 正 弘 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 5 年 1 2 月 1 日付け監第 2 5 7 号で通知のあった財政援助団体等
監査の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第
6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、別紙のとおり通知します。

監査の結果に基づき講じた措置について

- 1 報告書番号 令和5年12月1日付け監第257号
 2 監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置								
<p>大網白里市国際交流協会 大網白里市補助金等交付基準による補助金等の交付要件の適格性について 「大網白里市補助金等交付基準」（以下「交付基準」という。）4（5）ウによれば、補助金等の交付要件の適格性として「団体等の決算における繰越金又は剰余金が市補助金の額を越えていないもの」としている。</p> <p>しかしながら、令和4年度大網白里市国際交流協会収支決算（見込）書によれば、市からの補助金交付決定額178,000円に対し、繰越金額は、223,219円となっていた。</p> <p>コロナ禍における事業縮小のため補助金を90,273円返還しているものの、繰越金が補助金額を上回っていることは明確であるため、組織の運営、活動内容等を鑑み、今後も市から補助金を受けて運営するかどうか検討すること。</p>	<p>指摘事項に基づき、令和5年度補助金については、実績報告書の内容で厳格に審査するとともに、繰越金の額が補助金額を超えていないかを確認した上で交付決定した。それにより、交付決定額173,000円のところ、交付決定額87,529円、繰越金68,812円となった。</p> <p>また、令和6年度の補助金については、活動内容等を鑑み、当初165,000円と想定していたが、申請内容を十分精査したことで、補助金額を100,000円として交付決定している。</p> <p>【参考】</p> <table data-bbox="820 1205 1276 1361"> <tr> <td>令和3年度確定額</td> <td>59,904円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度確定額</td> <td>87,727円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度確定額</td> <td>87,529円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度決定額</td> <td>100,000円</td> </tr> </table>	令和3年度確定額	59,904円	令和4年度確定額	87,727円	令和5年度確定額	87,529円	令和6年度決定額	100,000円
令和3年度確定額	59,904円								
令和4年度確定額	87,727円								
令和5年度確定額	87,529円								
令和6年度決定額	100,000円								